

平成19年統一地方選挙

統一地方選挙は、一定の期間内に任期満了を迎える地方自治体の知事や市区町村長、議会議員の選挙について、国民の関心を高めることや選挙の経費の節減を目的に、全国で統一した期日で行うものです。

選挙の期日は、選挙の種類ごとに県の議会議員及び長が4月8日に、市区町村の議会議員及び長が22日に行われ、下野市では4月8日(日)に栃木県議会議員選挙が行われます。

栃木県議会議員選挙のお知らせ

投票日 4月8日(日) 告示日 3月30日(金)

選挙区・定数

県議会議員選挙は、今回から選挙区変更と定数削減が実施され、栃木県全体で計18選挙区(21 18)定数50人(54 50)となります。

下野市は、市全域が一つの選挙区(下野市選挙区)となり定数1人となります。

投票できる方(選挙権)

満20歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上下野市に住んでいる方。ただし、栃木県内から下野市に住所を移して3か月経過していない場合でも、前住所地の市町の選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。(ただしこの場合、移転は1回限りで、引き続き住所を有する証明書が必要です。)

立候補できる方(被選挙権)

満25歳以上の日本国民で、栃木県議会議員選挙の選挙権を有する方。成年被後見人や服役中の者などは除かれます。

[4月の選挙に向けて、今後も選挙に関するお知らせを掲載してまいります]



「投票立会人」を大募集しています！ この機会に選挙に触れてみませんか！

市選挙管理委員会では、みなさんに政治や選挙に関心を持っていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、随時、投票立会人を募集しています。有権者であれば、どなたでも応募できますので、若い方も奮ってご応募ください。

勤務内容 投票が公平に正しく行われるよう監視するため、投票所において、投票事務の執行に立ち会います。

勤務日 4月8日(日) 午前6時30分から午後8時までです。

立会の場所 市内28か所の投票所のうち、いつも投票している投票所となります。

応募対象者 下野市在住の有権者(選挙人名簿に登録されている方)の方に限ります。

その他 食事(昼夕の2回)・報酬(10,800円)を支給します。

投票立会人は正当な理由がなければ辞職することができませんのでご注意ください。

応募先 市選挙管理委員会事務局まで、電話・Eメール・ファックス等で住所・氏名・電話番号をご連絡ください。(市のホームページから応募用紙をダウンロードすることもできます)

☎ 40-5562 ☎ 44-7900 Eメール senkan@city.shimotsuke.lg.jp

問い合わせ先

下野市選挙管理委員会 ☎ 40-5562